

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

2 陳情の審査

- (1) 陳情第66号 現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書提出の陳情
- (2) 陳情第82号 現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書を国に提出することを求めることに関する陳情
- (3) 陳情第84号 現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書提出の陳情

資料 マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

令和6年10月7日

健康福祉局

マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

1 経過

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆるマイナンバー法の一部を改正する法律が令和5年6月9日に公布され、マイナンバーカードと健康保険証を一体化し、従来の健康保険証を原則廃止するとともに、オンライン資格確認を受けることができない状況にある者に対しては被保険者本人等の申請に基づき、資格確認書を交付するという内容が盛り込まれました。

その後、閣議で被保険者証の新規発行を令和6年12月2日に廃止することを定めた政令を決定し、公布されました。

2 国の動向

国はマイナンバーカードは、デジタル社会における公的基盤であり、医療分野においても、マイナ保険証は、患者本人の薬剤や診療のデータに基づくより良い医療、なりすましの防止など、患者・医療現場にとって多くのメリットがあり、さらに、電子処方箋や電子カルテの普及・活用にとっても核となる、我が国の医療DXを進める上での基盤としています。

また、マイナ保険証利用の前提となるオンライン資格確認等システムに係る問題については、厚生労働省にて確認強化のためのシステム改修が行われ、医療機関側のシステムの不具合について厚生労働省とシステム事業者において調整が図られていると伺っております。

3 本市の考え方

マイナ保険証は、正確な情報による適切な医療を効率的に提供できるメリットがあるほか、転職や転居による保険証の切替え・更新が不要になる等、本市国民健康保険においても、事務の効率化につながるものと考えております。

国に対しては、令和5年6月に県及び県内保険者との連名により、システムの見直しを含む再発防止・情報提供の徹底、被保険者・医療機関・保険者に新たな事務負担を生じさせないこと等を要望しております。

また、資格確認書につきましては、当面の間は申請によらずに保険者から職権で交付できることとされておりますので、マイナ保険証をお持ちでない方等には、御本人の申請によらず交付する等、今後の運用に向けて国や県との情報共有を行い、被保険者の皆様が確実に保険診療を受けることができるよう、適切に対応してまいります。